

2022 年 3 月 15 日
企業会計基準委員会

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の公表

コメントの募集

2019 年に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 28 号）により、金融商品取引法が改正されました（以下「改正金融商品取引法」という。）。これにより、いわゆる投資性 ICO（Initial Coin Offering。企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。）については金融商品取引法の規制対象となりました。他方、投資性 ICO 以外の ICO トークンについては、併せて改正された「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）上の「暗号資産」に該当する範囲において、引き続き資金決済法の規制対象に含まれることとされました。こうした状況を受けて、2019 年 11 月に公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いの検討を求める提言がなされ、当委員会では、これらに関連する論点について 2019 年 12 月より検討を行ってまいりました。

今般、これらの関連する論点について、標記の論点の整理（以下「本論点整理」という。）の公表が、2022 年 3 月 11 日の第 475 回企業会計基準委員会において承認されましたので、本日公表いたします。

本論点整理の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本論点整理で取り上げた論点等につきご意見がある方は、2022 年 6 月 8 日（水）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：crypto-assets2022@asb.or.jp
ファクシミリ：03-5510-2717

本論点整理の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本論点整理の「主要な論点」に焦点を当てて、要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本論点整理をお読みくださいますようお願い申し上げます。

目的と背景

本論点整理は、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有等に係る取引に関する会計基準を整備していく一環として、関連する論点を示し、基準開発の時期及び基準開発を行う場合に取扱うべき会計上の論点について関係者からの意見を募集することを目的としている。

本論点整理では、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関する論点と、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点に分けて整理している。後者については、早期に会計基準を開発する一定のニーズが存在するものと考えられたため、より範囲の広い金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定される電子記録移転有価証券表示権利等を対象として、本論点整理の公表に合わせて、実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「実務対応報告（案）」という。）を公表しており、本論点整理では、その審議の過程において実務対応報告（案）で取り扱わないこととした一部の論点を取り扱っている。

当委員会では、本論点整理の公表後、本論点整理に寄せられる意見等を参考に、会計基準の整備に向けた検討を行っていくことを予定している。

主要な論点

【論点1】基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さ

ICO トークン（以下において「ICO トークン」は、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンを指す。）には、さまざまな権利が付帯される可能性があり、特にその発行取引については個別性が強いことが考えられる。このため、対象取引のこれまでの実施状況及び今後の普及見込み、並びに現在、会計基準が存在しないことが対象取引の普及に及ぼしている影響の有無を踏まえ、速やかに基準開発に着手すべきか否かを検討する必要があると考えられる。

国際的な基準開発に先行して基準開発に着手した場合には、その後が開発された国際的な会計基準との整合性を踏まえ、再度我が国の基準開発を行うこととなる可能性がある。一方、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があることを踏まえ、速やかに基準開発を行う必要があるとも考えられる。

【論点2】ICOトークンの発行者における発行時の会計処理

ICOトークンの発行取引に係る会計処理を考える上では、ICOトークンの発行取引の実態をどう捉えるのかが論点となる。この点、本論点整理では、ICOトークンの発行者が負担する義務を、(1) 発行者が何ら義務を負担していない場合、(2) 発行者が何らかの義務を負担している場合に分類した上で、それぞれの会計処理について検討している。

(1) ICOトークンの発行者が何ら義務を負担していない場合の会計処理

ICOトークンの発行取引においては、トークンに権利が一切付与されておらず、発行者が何ら義務を負担していない場合がある。本ケースにおいては、発行者は、何ら義務を負担していないことから認識すべき負債は存在しないと考えられ、対価の受領時においてその全額を利益に計上することが考えられる。

(2) ICOトークンの発行者が何らかの義務を負担している場合の会計処理

発行者が負担する義務については、会計上の負債として計上することになると考えられる。採用する会計処理の根拠となる考え方を整理するにあたっては、これまで、発行者が財又はサービスを提供する一定の義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値（提供される財又はサービスが有する本源的な価値を意味する。以下本論点において同じ。）が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在が聞かれている。このようなケースにおいて、契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては、経済的に等価交換が成立しているものとする考え方によるのか、あるいは、提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を、ICOトークンの発行取引の実態を示す特徴の1つとして捉え、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わないとする考え方によるのかのいずれが、ICOトークンの発行取引を適切に描写する結果となるのかが論点となる。前者の考え方を採用する場合、発行時に利益（又は損失）が生じない会計処理を定めることが考えられる一方、後者の考え方を採用する場合、発行時に利益（又は損失）が生じ得る会計処理を定めることが考えられる。

コメント提出者への質問

以下では、資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンについて、基準開発の時期及び会計処理に関する「主要な論点」に関連した質問（質問1及び質問2）を掲げています。

また、本論点整理において「その他の論点」として整理を行った論点に関連した質問（質問3及び質問4）を併せて掲げています。

なお、コメントの対象はこれらに限られるものではなく、また、すべての質問に回答いただく必要もありません。コメントや回答にはそのように考える理由も具体的にご記載ください。また、その他に本論点整理に関してご意見がありましたら、質問5にご記載ください。

(主要な論点)

(質問1) 基準開発の時期（第9項から第26項参照）

基準開発の時期を決定するために考慮すべき要素として、基準開発の必要性及び緊急性、並びに現時点で基準開発する場合に想定される困難さを挙げた上で、それらの項目に関連する現在の状況について説明しています。

国際的な基準開発に先行して我が国の基準開発を着手し、その後に国際的な会計基準が開発された場合には、再度我が国の基準開発を行う可能性があります。一方、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があります。

これらの状況を踏まえ、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考えますか又は速やかに着手すべきではないと考えますか。また、それはなぜですか。速やかに着手すべきではないと考える場合、どのようなタイミングで基準開発に着手すべきと考えますか。また、それはなぜですか。

(質問2) ICOトークンの発行者における発行時の会計処理（第28項から第36項参照）

ICOトークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理については、ICOトークンの発行取引の実態をどう捉えるのかが論点であるとしており、(1) 契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得ない。）とする考え方と、(2) 提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在をICOトークンの発行取引の実態を示す特徴の1つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わない（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得る。）とする考え方

を説明しています。これらの考え方のうち、どちらが適切と考えますか。また、それはなぜですか。見解の根拠として、ICOトークンの発行取引の実態をどのように捉えているか、想定する具体的な発行取引の主な特徴を併せてご回答ください。

(その他の論点)

(質問3) 資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点 (第38項及び第39項参照)

本論点整理の第38項及び第39項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、ICOトークンの発行の会計処理について、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

さらに、ICOトークンの保有の会計処理については、発行者が保有する場合を除き、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」において定めがありますが、当面必要と考えられる最小限の項目に限定されているため、検討すべき会計上の論点の有無について確認することが考えられます。現時点において、会計基準の定めがないことに起因して会計処理の多様性が生じているような会計上の論点があると考えますか。論点があると考える場合、それはどのような論点ですか。

(質問4) 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点 (第40項及び第41項参照)

本論点整理の第40項及び第41項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

(質問5) その他

その他、本論点整理に関して、ご意見がありましたらご記載ください。

以 上